特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和5年10月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 (1)予防接種対象者の選定 (2)予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)予防接種による健康被害救済に関する事務 (5)その他新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	ル名
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の93の2の項
4. 情報提供ネットワー	ウシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):115の2の項(別表第二における情報照会の根拠):115の2の項
5. 評価実施機関におり	ける担当部署
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7 株字無上様報の題	去。打工,利用 度 收益者
/. 特定個人情報の開 請求先	示·訂正·利用停止請求 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194
	「
連絡先	〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 健康福祉部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいける		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	15年7月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	i書]			<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及7 3)基礎項目評価書及7	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ重	点項目評	価書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	プシステムで	を通じた提供を]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接線	売しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部盟	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項、別表第一の93の2の項 項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2	番号法第9条第1項、別表第一の93の2の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) :115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第59条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) :115の2の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生 活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25- 2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25- 2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正